

平成23年度（第7回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成23年10月11日（火）

第7回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成23年10月11日（火）午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

第33号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

第34号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

第35号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

第36号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
5番 垣本 保	6番 吉川きり子	7番 小山喜行	8番 坂田莞爾
9番 阪田洋好	10番 地當博巳	11番 芝崎憲年	12番 杉本正幸
13番 鈴木利朗	14番 竹田敏明	15番 角 是明	16番 中峰 聖
17番 中村省一	18番 西 謙讓	19番 西 豊	20番 東地寧司
21番 平崎茂樹	22番 吉井孝夫		

欠席者

出席した職員

西野・白野

議長 皆さん、こんにちは。時間前ですが、全員お揃いですので、ただ今から平成23年度第7回串本町農業委員会定例会を開催いたします。本日は全員出席となっています。本日の会議の署名委員は、8番の坂田委員、9番の阪田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。本日予定されている議案は6件でございます。それでは早速ですが、議題に入ります。議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従ひ朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

吉川委員 6番、吉川です。

議長 6番、吉川委員。

吉川委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。

西(謙)委員 はい。

議長 19番、西委員。

西(謙)委員 お母さんが耕作されるという説明があったんですけど…。

吉川委員 お母さんがされるんじゃないくて、お母さんの家が近くにあり、御主人のAさんと奥さんが畑をします。

議長 よろしいですか。

西(謙)委員 分かりました。

議長 他にございませんか。ないようですのでお諮りいたします。本案については、原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第33号、農地法第2条の農地でない旨の証明願いに ついてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願い致します。

鈴 木 委 員 13番、鈴木です。

議 長 13番、鈴木委員。

鈴 木 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査 報告に対する質疑があれば伺います。ございませんか。

坂 田 委 員 昭和46年には町は農地を持ってないはずで、町が雑種地とかに変えてから じゃないと、この土地を持ってなかったはずなのに、あえて今2条申請する という事ですね。その当時の記録はもうないのでしょうか。

事 務 局 申請理由にもありますように、当時、河川換えで町の所有地にして、や り換えたという事であります。本来であれば、委員が言われるように、町 は農地を持つ必要もないので、登記を変えておくのが通常なのですが、そ れがされていなかったようです。また、総務課の管財担当に確認したら、 今のところ、この土地を利用して何かするという予定はないそうです。た だ、そのまま農地で残っていたので、きちっと手続きを踏んでおこう という事で申請がありました。

議 長 よろしいですか。

坂 田 委 員 はい。

小 山 委 員 はい。7番、小山です。

議 長 7番、小山委員。

小山委員 40年も経って何もしてないというのは、ペナルティとかないのですか。

事務局 町の方へは、他にこういう町有財産がないか、もう一度きちっと確認してもらいように、農業委員会としてお願いをします。

坂田委員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 私の担当している地区でも、町営中学校のグラウンドとか、町営住宅の建物の建ってない所とか、町道にしてる所で分筆して登記してないとか、相当ありますね。そこらの所も問題あるかなって思います。最近では2条が多いなと思いますね。それは、27年以前の頃は2条でやれって事であったんですけど、それから農地法が改正されてから、10年とか20年とかそのままにしまったようです。担当の農業委員が指摘してないのかなってところもあるんですけど、山の中で農地かどうか分からん所を農業委員の責任で持って来られても困るし、どうしたらいいのかなといろいろ考えていたんです。変えてないという事を指摘すると、税務課の方で登記書が要るからって事で変えてないんですけど、今回そこだけ変えるのはどうしてかなって思います。

事務局 この土地については、譲ってもらいたいというような話が実際あったようで、それでこの土地が田んぼのままになっていた事が発覚したようです。ただ、希望される方に譲渡する事にはなっておらず、町の担当者に確認したら、譲渡や利用の計画もないという事です。ただ、こういう事実が発覚してきたので、それをきちっと整理するために、まずは分かっている分から手続きをしておきたいという事です。

平崎委員 はい。

議 長 21番、平崎委員。

平崎委員 私もこの議案書見て、すぐ同じような事を思ったんですけど、その当時は旧古座町という事で、町が合併する前に解決しておくべきやっと思いま

す。2条の農地でない証明願を出す事については、それ以外の他の目的に使うという場合は中身の説明があると理解できるんですが、ただ単に農地でないよう証明してくれという事になると、今その時期に証明願をせなならないのか疑問に思います。その土地が有効に町として他の目的に使いたいのであれば、今のような農地でない証明は必要だと思いますけど、ただ単に農地でない証明願というのでは分かり難いと思います。あるいは、他にも出てくるかもしれませんし。

議 長 事務局。

事 務 局 まず基本的に、2条の非農地の証明願については、承認された後の利用目的までは追求していません。今日は非農地の案件が4件、これ以外にも3件あるんですけど、その後の利用については確認しておらず、農業委員会の域ではないと思います。

平 崎 委 員 とにかく、2条の農地でない証明をもらっておけば他に転売しやすいとか、そういう面がある訳ですね。公共団体である町が、今まで放置しておいて、なぜ今しなければならぬか気になった訳です。

西(謙)委員 これは、河川換えという事なので、地目が河川になるのではないのでしょうか。

事 務 局 地図を見てもらいたいんですが、ゼンリンの地図でマーカーで囲んでいる上に工事が終わった現在の河川があり、公図では河川は下側の線路の方へ曲がってあり、こちらが以前の河川であります。この工事をするのに、この用地は農地として機能せんやろうという事で町で購入して、その土地を利用して河川を換えていったと。だから、河川は県で工事したんですが、工事をするために、これらの農地を購入したという事になっているようです。本来なら購入した時点で地目を変更するのが順番なんですけど、工事の方が先に進んでしまって、地目変更されず残ってしまっている状況です。

西(謙)委員 そしたら、この川は町の管轄ですか。

事 務 局 河川は県です。

西(謙)委員 河川を移すための土地だけでなく、余分に町が取得したってことやね。河川なら河川の部分だけでよかったように思うんですけど。当時の事は分かりませんが、単純に考えたら、道路やったら道路だけでええでしょ？なら、河川やったら河川だけでいいように思うんですけど。まあ、当時はどういった話になっていたのか、土地の所有者から要望があったのか、そこらの内容は分かりませんしね。

議 長 よろしいですか。

西(謙)委員 はい。言うても分からない事なので、よろしい事にします。

中 村 委 員 はい。

議 長 17番、中村委員。

中 村 委 員 地籍図の240-1や237-4の細長い土地が、今のJRの用地だと思います。だからこの川は、昭和46年ではなく、昭和11年までに付け換えられた川だと思います。というのは、線路が走っているのに、なぜここに川があるのでしょうか。推測ですが、この細い土地はJRの用地になってるのと違うのかな。そういう話でいくとつじつまが合わなくなるんじゃないかな。そういう面から、河川改修については、現状の地図と整合性がないと思います。昭和10年頃に川を向こうに付け換えたのではないのでしょうか。その後の土地の買収とかがどうなってるか分かりませんが、もし川が付いていたとしたら、なぜ川の用地を買うのかという疑問が出てくるように思います。現状は土砂で埋め立てて田んぼとして使えないようになっていますので、非農地という事については、それでいいかと思います。

議 長 事務局。

事 務 局 まず、河川の工事については、昭和46年にされたと管財担当から聞いていますのでそう御理解ください。あと公図については、公図は全てではありません。あくまで参考として見ていただけたらと思います。一緒に現地に行っていたいただいた鈴木さん東地さんの確認がされていますので、あとは農業委員会の方で、現地の状況について御判断いただけたらと良いと思います。

議 長 よろしいですか。

中 村 委 員 はい。

坂 田 委 員 8 番。

議 長 8 番、坂田委員。

坂 田 委 員 結局、この土地を何かに使うとか、何もないんですよ。

事 務 局 はい。

議 長 他にございませんか。

杉 本 委 員 1 2 番、杉本です。

議 長 1 2 番、杉本委員。

杉 本 委 員 要はこれは、町が農地を持てるはずないんやから、その時点で手続きを忘れていただけという話でしょう。始めからそう言うてください。そしたらすぐ分かります。以上です。

議 長 他にございませんか。

なしの声。

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第 3 4 号、農地法第 2 条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をしてください。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

杉本委員 12番、杉本です。

議 長 12番、杉本委員。

杉本委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由の説明、並びに、現地調査報告に対する質疑があれば伺います、質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第35号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

尾鷲委員 4番。

議 長 4番、尾鷲委員。

尾鷲委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明並びに現地調査報告に対する質疑等があれば伺います。質疑等ある方ございませんか。

18番、西委員。

西(謙)委員 農地法ってのは現況主義なんで、今回の案件については問題ないと思います。先程の33号の議案といっしょで、昭和50年頃に資材置場や自動車置場にされた時になぜ問題にならなかったんでしょうか。

事務局 当時の事は分からないのですが、水路の工事の時に出た残土を埋めた可能性があり、このような場合農業委員会が指摘するなりして所有者が手続きをするべきだったのですが、そのまま現在に至ってしまったんだと思います。

西(謙)委員 昔の事は今言うても始まらないと思うので、これからは同じような事が起こらないように、我々が責務としてきちんと対応していかなあかんと思います。

議長 昭和50年頃からこういう土地になっている事、あるいは先程のように旧古座町の時代に土地を買って農地のままになっていた事など、いろんな事が出てきます。そのほとんど全部が農業委員会の知らない間に変わってしまっていて、そのまま何十年も経ってしまっていて、そこで何かしようと思った時に農地のままでは出来ないの、何かの目的を持って農地から外すという、そんな格好で申請が出てくるのがほとんどです。だから農業委員会の委員から声を掛けてしてもらって事は、まず今までにあったかどうか、多分ないと思うんです。ですから、こういった証明願が出てきた時に、それを間違わないように処理する事が農業委員会の仕事だと感じております。農業委員として巡回している時に「おかしいな」と思った事があれば所有者等に言いますが、たまたま何気なしに通りがかった時にそういう事をその辺の人に言うていいのか難しいと思います。

昔、山を開墾したけど届けてなくて農地になってない土地がいっぱいあり、逆に開墾して農地にしたけど、戦後60年経ち食料事情もよくなり木が生えてしまって山林になっているのに、役場の帳簿上では農地になっている土地が多くあります。我々は、年に一回遊休農地の調査をしますけれど、それで発見したから全部直していくという事ではなく、帳簿上で状況を確認しておく話で、それを一步踏み込んで現況どおりに処理するとなると莫大な書類になりますし、農業委員会がやる必要があるのか疑問に思います。ですから、確かに西さんがおっしゃるように、気を付けていたら良いんですけど、消極的ですが、今のところは出て来たものについて、き

ちんと判断していきたいと思います。

西豊委員 はい。

議長 19番、西委員。

西豊委員 今回の田原の現場なんですけど、あそこは道付ける時に、水路を付けたんですけど、今は水路がないですし農地として使用する事は不可能です。そういう所はうちの方に幾つもあります。昔は同じ農地であれば埋立てて畑にしても構わないと聞いていたので、そういう事もあって勝手に埋立ててしまったり、農地であってもほったらかしで農地じゃない所がたくさん出てきていますわ。これからはうちの方はほとんどそういうようになってしまふんじゃないかと思います。厳しく農地や農地やと言うても、それが果たして本当に農地として利用できるかどうか、農業委員会として一番大事な事やと思うんです。

西(謙)委員 はい。

議長 18番、西委員。

西(謙)委員 自然の環境で草がボーボーになったりとか、先程言うていた開墾地とかは、なかなか把握できないんやけど、今回の場合は、資材置場とか自動車置場とか、人工的で目で見てすぐ分かる事で、そういう事には気を付けていきたい、そういう事です。人工物が建ったりとか物を棄てたりした土地は、我々が回ったり農地パトロールをした場合に発見できる可能性があると思うので、後から「あの時の農業委員は何しやったんや」言われる事のないようにしたいです。

議長 事務局からコメントはありますか。

事務局 ないです。

議長 では、他にございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第36号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いいたします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続いて、現地調査報告をお願いします。

岩 谷 委 員 2番、岩谷です。

議 長 2番、岩谷委員。

岩 谷 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明、並びに、現地調査報告に対する質疑があれば伺います。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いいたします。

赤 埴 委 員 1番、赤埴です。

議 長 1 番、赤埴委員。

赤 埴 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明、並びに、現地調査報告に対する質疑等あれば伺います。質疑のある方ございませんか。

西(謙)委員 工事にかかるのはいつからになっていますか。

事 務 局 許可が下りてからです。

西(謙)委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。本日予定されておりました議題は全て終わりました。次にその他にまいります。事務局お願いします。

(事務局より、農地形状変更届出の受理について報告)

議 長 この件について、何か聞いておきたい事はございませんか。

平 崎 委 員 口頭ではなく、文書で出してもらえたら分かり易いと思います。議題の中で出すのではなく、別の形で出してもらえたらと思います。

事 務 局 即答できないので、検討しておきます。

平 崎 委 員 もう一つ聞きたいのですが、先程からいろんな現地調査がありますが、調査の人数にバラつきがあるように思えますが、人数についての決まりはどうなっているのでしょうか。

坂 田 委 員 2条の場合は3名、3条4条5条の場合は2名になっていると思います。

議 長 他にございませんか。なければ次にいきます、事務局。

事 務 局 (台風12号の義援金を一人1,000円ずつ報酬から天引きさせてもらうよう協力をお願いし、了承を得る)

議 長 事務局からのその他については、以上で終わります。皆さんから何かありましたら。

坂 田 委 員 いいですか。

議 長 8番。

坂 田 委 員 3条の議案書類の中に、耕作者の下限面積とか家族構成や年齢を入れてもらえんやろうか。前に80代の方やったかな、高齢ですぐ作れなくなったケースがありましたし、後継者っていうのか後で耕作できる人がおるのか、下限面積はクリアしてるのかも含めて、ちょっと入れてもらえるといいのですが。

事 務 局 分かりました。

議 長 他にございませんか。ないようですので、私の方から一つ提案です。(議事録の署名委員は、署名する前に議事録の中身を出るだけしっかり読んでもらうようお願いする)

議 長 その他にございませんか。ないようですので本日の会議はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

14時40分 定例会終了。